

※ 登録番号	第1390号 (令和 7年 6月25日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	にほんちゅうおうふどうさんかぶしがいしゃ 日本中央不動産株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	代表取締役 寺本 貴一	
5.資本金額	6,000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
寺本 貴一	代表取締役	常勤 非常勤
寺本 欣司	取締役	常勤 非常勤
島田 章江	取締役	常勤 非常勤
古家 忠	取締役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
いしやま りゅうたろう 石山 竜太郎 (助言の業務を行う者)		営業所の業務を統括する者等(売買)
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
日本中央不動産株式会社	平成30年10月1日	〒180-0006 東京都武蔵野市中町1-18-9 エンリッシュ武蔵野2F-A 電話 0422-59-0660 FAX 0422-59-0667
計 1 店		

9.業務の方法

<p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。 限定なし</p> <p>2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言</p> <p>3. 報酬体系は、投資総額の1.0%を上限とし、個別に定めるものとする。 但し、業務の内容や性質により、顧客を協議の上、上記と異なる内容で定めることができるものとする。</p> <p>4. 報酬の受領時期は、業務着手時(報酬額の50%)及び業務完了時(報酬額の50%)とする。 但し、業務内容に個別の事情がある場合には、顧客と協議の上、上記と異なる受領時期を定めることができるものとする。</p>
---

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (4) 91690 号	令和7年4月30日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 建物売買業、土地売買業 2. 不動産代理業・仲介業 3. 不動産賃貸業（貸事務所業） 4. 貸家業
---

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
てらもと きいち 寺本 貴一	600株	100%	東京都

### 1 3. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
てらもと きいち 寺本 貴一	日本中央不動産マネジメント株式会社 職業紹介業、労働者派遣業
てらもと きんじ 寺本 欣司	日本中央管財株式会社 不動産管理業
ふるや ただし 古家 忠	プロペラ株式会社 経営コンサルタント業